

されている。キリシタンの動向に関する研究は、宣教師から教育指導を受けた模様などのカトリックに関する信仰活動に関係することや、権力による弾圧に屈しないキリシタンの信仰心等を中心に行われてきた。キリシタンを取り巻く村社会の動向は見落とされてきたように思われる。また、カクレキリシタンの研究に関しては、古くから行われ多くの業績がある。しかし、禁教解除後、カクレキリシタンとカトリックに入信したキリシタン(復活キリシタン)に分派した時代的背景に関してはそれほど触れられてこなかった。本発表ではこのような問題点に注目し、明治政府によるキリシタン禁制解除が村社会にどのような影響を与え、キリシタンと村社会の関係がどのように変化したか検討した。

信仰が禁制であった近世期にキリシタンが露顕される事件がしばしば発生した。その時に村社会ではキリシタン・非キリシタンが一丸となり存在を否定した。キリシタン集落では村社会全体で信仰を隠匿したのであった。しかし、キリシタン禁制が解除になると状況は一変した。

禁教が解除となると、キリシタンは国家による規制から解放され、一定程度信仰は自由となった。しかし、村社会・地域社会からは自由にはなれなかった。禁教が解除されたことで、キリシタンは信仰を隠匿する態度から公表する態度に変化させると、集落の信仰に関する伝統行事を拒否するようになった。また、信仰を理由に離縁する者も現れたりもした。キリシタン集落内部は、伝統的な村社会を運営しようとする非キリシタンと信仰を公表し、自身の信仰以外を否定するキリシタンが衝突

し、村内分裂の状態となった。また信仰を自覚したキリシタンは、明治政府の神道国教化政策の一環として伊勢大塚が配布された際に拒否し、新しく導入された戸籍の氏神・寺院の記載にキリシタンと書き記すなど、政府の政策にキリシタンとして対応した。キリシタンはあくまでも一定程度の信仰の自由を主張したのであった。禁教解除後のキリシタンのそのような信仰態度により村社会の運営は支障をきたした。また、禁教解除後におけるキリシタンの信仰をめぐる問題はキリシタン内部でも起こった。禁教解除による急速な状況変化に戸惑うキリシタンが現れた。カトリック入信を拒むキリシタンが現れたのであった。キリシタンの信仰をめぐる近世から近代の移行は国家による規制から村社会・地域社会内部のせめぎあいへの変化と定義できる。

本発表は、昨年度大正大学において取得した学位論文の内容の一部である。

### 戦前の宗務行政

—— 文部省宗教局を中心に ——

大澤 広 嗣

本報告の目的は、宗務行政史研究の立場から、文部省宗教局の歴代局長の人事を分析することにある。特に宗教団体の法の公布時の局長である松尾長造を対象とする。

文部省宗教局は、一九一三年に内務省の宗教局が移管されたことに始まる。一九四二年に、総力戦下の行政機構の簡素化の

ため宗教局が廃止され、教化局宗教課となるまで存在した。その後は幾度の機構改編を経て、現在は文部科学省の外局である文化庁に、文化部宗務課として設置されている。

文部省宗教局の歴代局長は、第一代柴田駒三郎(一九一三—二二)、第二代栗屋謙(二二—二六、後に文部事務次官)、第三代武部欽一(二二—二四)、第四代下村寿一(二四—二九、後に宗教法人審議会会長)、第五代西山政猪(二九—三三)、第六代下村寿一(三三—三四、再任)、第七代菊沢季磨(三四—三五)、真宗大谷派寺院出身、旧姓・華房)、第八代高田休広(三五—三七)、第九代松尾長造(三七—四〇)、第一〇代阿原謙蔵(四〇—四二)である。この間の宗務行政の最大の案件は、宗教団体に関する統一法規の整備であった。

松尾長造(一八九一—一九六三)は、長崎出身で、熊本の第五高等学校を経て、東京帝国大学文学部哲学科心理学専修に学び、卒業論文は「読書に関する心理学的研究」であった。卒業後は文部属として文部省普通学務局勤務を経て、名古屋の第八高等学校教授として修身と心理学を教えた後、文部省督学官兼文部書記官となった。一九二四年に文部省宗教局宗務課長兼保存課長となり、初めて宗務行政に関わることになる。二六年には文部大臣の諮問機関である宗教制度調査会が設置され、委員らが宗教法案を審議したが、松尾は同会幹事として事務を担当した。一八九九年に帝国議会で否決された第一次宗教法案を踏まえて、一九二七年には第二次宗教法案が議会に提出されるも審議未了となり、二九年には宗教団体法案として提出されたが、またも審議が未了となった。松尾は三二年に文部省社会教

育局成人教育課長として転出したが、三七年に宗教局長として戻り、宗教制度調査会では委員からの質疑を政府側の担当者として主に対応した。宗教団体法は、帝国議会を通過して一九三九年に公布され、四〇年四月七日に施行された。直後の四月一二日に松尾は宗教局長を退任して翌日から図書館長となり、一連の職務が終了したのである。

歴代局長の経歴を分析すると、学歴は第一代柴田から第八代高田までが東京帝大法科の出身で、第一〇代阿原が京都帝大法科の出身である。松尾は、そのどちらでもない。高等文官試験(いわゆる高文)の合格者は、第九代松尾以外の全ての人物が該当する。

松尾の局長在任時に、宗教団体法が公布されたが、局長は高文出身の行政官が累進して勅任(天皇による任命)により就任する官位である。高文の合格者ではない松尾が局長になったことは、戦前の官僚機構において特例であったことが指摘できる。仮に法案が再び不成立となった場合、高文出身の局長では経歴に瑕疵が生じるとして事前回避の幹部人事に見えなくもない。しかし宗教局長の就任直後に、『中外日報』が「法科万能の弊を廃して文科出の松尾長造氏を一躍勅任二等の宗教局長に起用したユエン(由縁)のものは、氏の宗務課長時代の手腕力量を買って宗団法案制定の気構へからと言はれてゐる」(一九三七年七月三〇日付)と報道したように、松尾は宗務行政の官僚として職務の遂行に適任であったからである。

つまり政府が長期間の準備を経て成立させた宗教団体法は、最終段階の立案事務から公布・施行まで、歴代宗教局長の中で

唯一の高等文官試験の出身者ではない今日的に言えばノンキャリアの局長である、松尾長造により行政事務が統括されていたのである。

### 宗務行政の実施した調査とその特徴

石井 研 士

本発表は、文部科学省科学研究費「戦後の宗務行政が実施した調査の実体解明と宗教団体に及ぼした影響の研究」(平成二三年度―二七年度)の一部をなすものである。

本研究は、戦後、宗務行政が実施してきた実に数多くの調査と膨大な報告書を収集、分析、公開することで、戦後の宗教団体のあり方や日本人の宗教性に関する研究を進めることを目的にしている。具体的には、①戦後、宗務行政が行ってきた調査と成果の全貌を明らかにすること、②戦後の宗務行政が宗教団体のあり方に与えた影響を実証的に解明することの二点を目的としている。本報告は、①に関わる研究成果の一部である。

宗教の調査自体は、戦後になって初めて行われるようになってきたものではないが、戦後の宗教調査は、昭和二二年に組織された九つの学会の連合体である九学会連合の調査にも見られるように、大規模になり、量的に著しく増加していった。宗務行政においても、次々と調査が実施されていった。これらの調査は、当時の社会的必要性によるところが大きかった。宗教法人令下にあつて、宗務行政を行うため、また国民生活に資すると

考えられた調査が次々に実施された。

井門富二夫は昭和三〇年代の官庁調査を振り返って次のように述べている。「宗教法人法が生まれて、ちょうど一〇周年を迎えようとしていたこの昭和三五年・三六年という時期は、宗務課にとつても、ある意味で大変な変動の時期であった。宗教法人法の誕生後間もなく占領軍が撤退し、日本が再び独立をとりもどした頃は、新憲法も、その精神にもとづいて生まれた宗教法人法も、わが国の宗教界にはまだまだ根づいてはいなかった。そんな状況の中から、三〇年代前半に靖国国家護持論などの複雑な問題も発生してきて、宗教法人法にいわれる「宗教法人」「宗教団体」とは何か、という基本理念に対する疑問すら一般社会から問いかえされるようになっていた。」

昭和三十一年から「儀式行事・信徒の教化育成」調査が実施され、翌年に『儀式行事、信徒の教化育成A・B』が刊行された。昭和三十六年には『宗教の定義をめぐる諸問題』が刊行され、昭和三五・三六年には宗教団体の類型調査が実施され、翌年『宗教団体類型調査の解説』が刊行されたのは、こうした状況が背景にあつてのことである。

昭和四〇年代以降、宗務行政の行う調査は、おおよそ三つに集約されていく。「宗教法人の行う事業調査」「宗教法人の組織・運営等に関する調査」「海外における宗教事情に関する調査研究」の三つである。

森岡清美は宗教の実態調査を、調査の目的に従つて、科学的目的、実践的目的、サービスの目的の三つに分類している。行政による調査はサービスの目的調査で、研究者も教団も特別の